

## 仕 様 書

### 1 業務名

中町公園 低木・実生木等除去作業

### 2 業務の目的

低木・実生木や雑草が公園柵から越境し、隣接する水路に張り出して繁茂しているため、除去する。

### 3 履行期限

令和8年8月3日まで

### 4 履行場所

中町公園（左京区岩倉中町）

### 5 業務範囲

別紙 箇所図、写真のとおり

### 6 業務内容

(1) 公園柵から越境した低木・実生木や雑草を除去する。

ア 公園柵の30 cm程度手前から外周に生えているものについて、地際で切除する。

※主要な実生木には緑色の養生テープが巻いてあるが、それ以外も対象とする。ただし、地域住民が世話している痕跡のあるもの（例：支柱されているもの）については、残置すること。

※公園柵の外側の一段下の土部分については、H=0.3m以上の実生木があれば除去すること。

イ アの範囲内で生えてはいないが、枝葉が公園柵の外に越境しているものについては、公園柵の30 cm程度手前のラインで刈りこむ。

(2) 業務完了後、完了届および写真（着手前、施工中、完成後）を提出する。

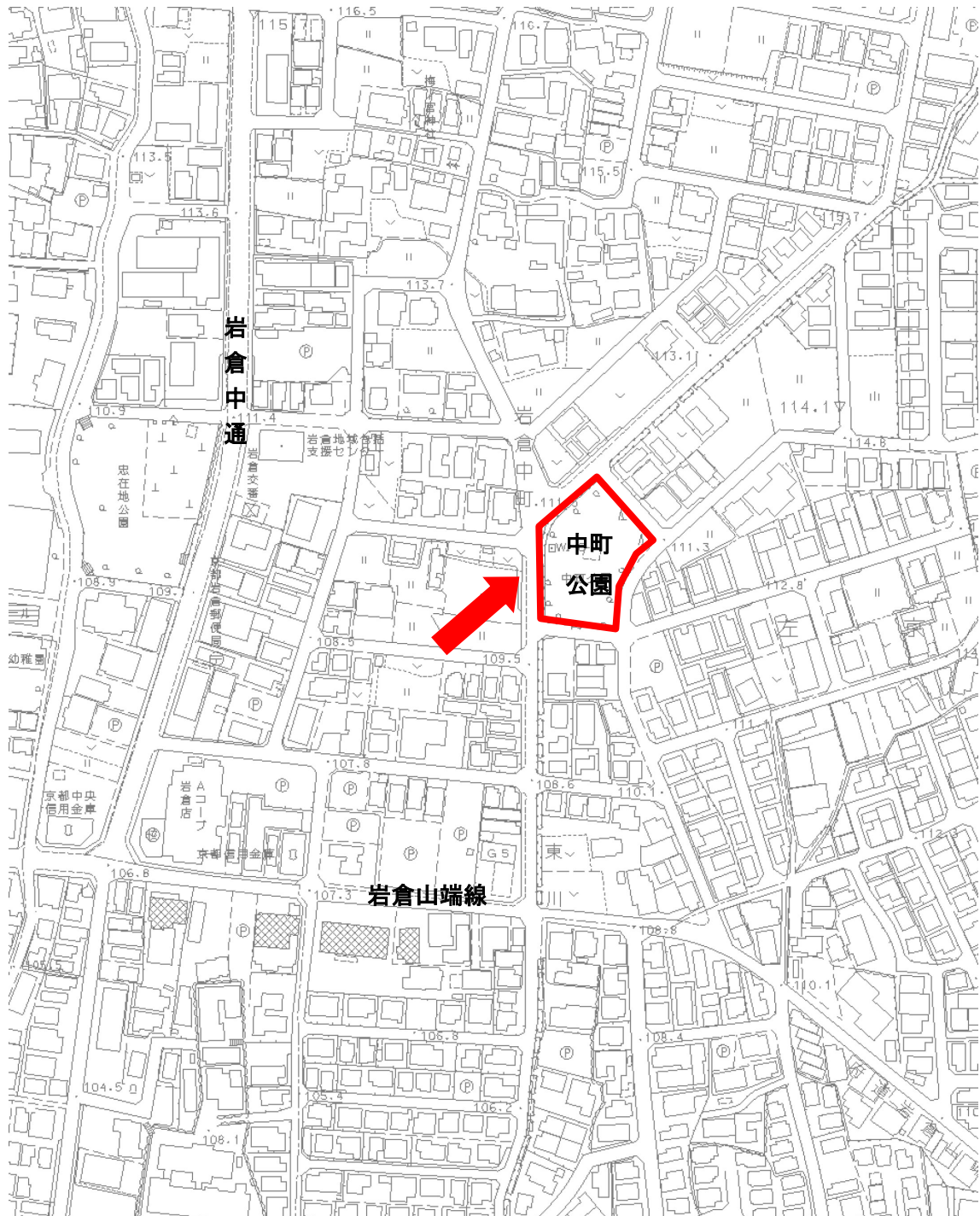
### 7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

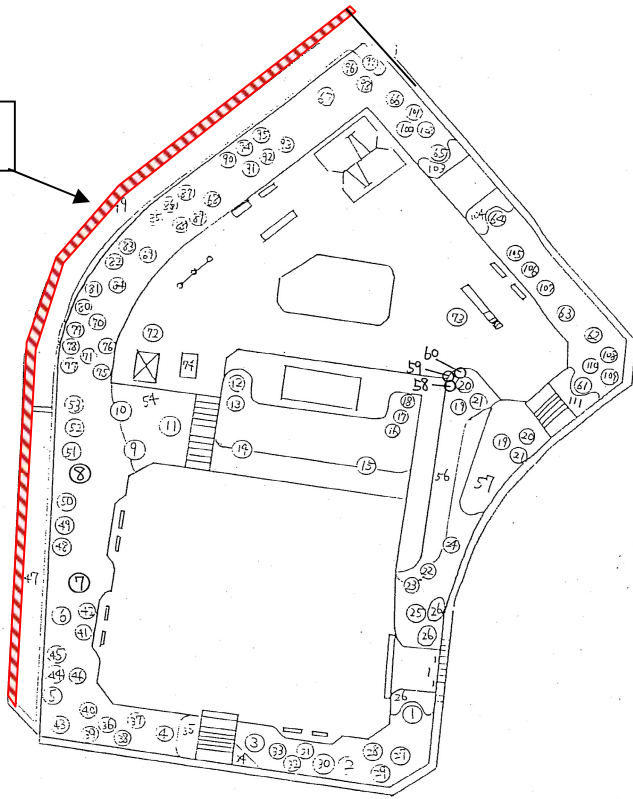
## 8 特記事項

- (1) 作業に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 伐採・除去した幹・枝葉等は適切に処分すること。
- (3) 公園利用者等との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- (4) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

別紙（箇所図）

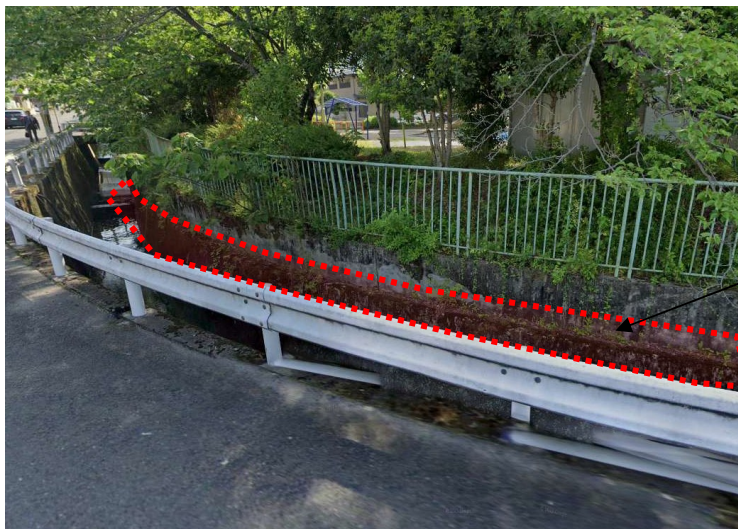


対象範囲



別紙 (写真)

公園柵の 30cm 程度手前から外周にある  
低木・実生木や雑草を除去



公園柵の外側の一段下の土部分について  
は、H=0.3m 以上の実生木があれば除去